

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 補償基礎額の引上げ

- 一 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を九千円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げること。（第二条第二項第一号及び別表関係）
- 二 消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を九千円に引き上げること。（第二条第二項第二号関係）

第二 施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）